

大館市ふるさと納税産業基盤創生投資事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域特性を生かした魅力ある新たな地場製品の創出につながる事業所の立地の促進と中小企業者の創意工夫や自助努力による取組みを支援し、もって地域経済の活性化及び地場産業の振興並びに市民生活の質の向上に資するため、予算の範囲内において大館市ふるさと納税産業基盤創生投資事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、大館市補助金等の適正に関する規則(昭和62年規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。
- (2) クラウドファンディング 市長が、別途定める募集要領等に基づき採択された事業について、当該事業を実施するために必要な資金を採択事業者に補助金として交付するため、ふるさと納税の仕組みを活用して、市が指定するインターネットサイトで寄附を募集し、その原資を調達することをいう。
- (3) 返礼品等 市が寄附金の受領に伴い寄附者に対して提供する、市の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するもの(以下「地場製品等」という。)であって、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく告示等により総務大臣が定める基準に適合するものをいう。
- (4) 返礼品提供事業者 ふるさと納税による市への寄附促進、地場製品等のPR・販路拡大及び地域経済の活性化の相乗効果を図るため、寄附金の受領に伴い寄附者に対して返礼品等を提供する企業・団体・個人等をいう。
- (5) 民間ポータルサイト 民間企業等が運営する、自治体がふるさと納税による寄附募集を行う窓口となるインターネットサイトをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、大館市ふるさと納税産業基盤創生投資事業の提案事業者公募により採択された者(以下「採択事業者」という。)のうち、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の終了後5年以上(土地・建物取得費を含む場合は10年以上)、返礼品提供事業者として、返礼品等の提供等の業務に取り組む意思があるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。

- (1) 事業の実施主体でない者
- (2) クラウドファンディング実施に当たり設定された目標金額(補助対象経費の2分の1に相当する額から算出した寄附受入額)に達成していない者(目標金額を達成していない場合でも、採択事業者が自らの責において事業を遂行することを市長に届け出て、その承認を得た

者を除く。)

- (3) 市内に事業所等を設置（予定含む。）し、自らの責において継続して事業に取り組む意思がないと市長が認める者
- (4) 公序良俗に反する行為を行った者又はそのおそれがある者
- (5) 市税に滞納がある（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）者
- (6) 大館市暴力団排除条例（平成２３年条例第３４号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
- (7) 市のふるさと納税返礼品提供事業者として登録できない者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適当であると市長が認める者

（補助対象事業）

第４条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新たな地場産品の創出につながるものであって、その事業の用に直接供する工場又は事業所等を市内に新設し、又は増設する事業
- (2) 新商品の開発や既存商品の品質及び生産性の向上など、経営力向上に資するものであって、その事業の用に直接供する新たな設備等を市内に設置する事業

（交付の対象及び補助率等）

第５条 市長は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- ２ 補助対象経費、補助率及び限度額については、別表のとおりとする。
- ３ 前項の規定により算出した補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- ４ 市長は、補助金の交付決定の前に既に実施済み又は実施中の事業について、補助対象経費とすべき特別の理由があると認めるときは、補助対象者からの補助金交付決定前着手届（様式第１号）の提出をもって、補助対象経費とすることができる。

（交付の申請）

第６条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、補助金交付申請書（様式第２号）に市長が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第７条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

- ２ 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助金の概算払）

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）に対し、交付決定額を限度として概算払をすることができる。

- 2 補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、補助金精算（概算）払請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

（計画変更の承認等）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき。

(2) 補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、計画変更の必要が認められるときには、これを承認し、補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により補助業者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（事故の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、市長が状況報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第9条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は年度内の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第7号）に添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できないと認めたときは、期限について猶予することができる。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、提出書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第8号）により確定した補助金額（以下「補助金確定額」という。）を補助業者に通知するものとする。

(補助金の精算等)

第14条 市長は、第8条の規定により補助金の概算払をした場合において、概算払の規定による金額が前条の補助金確定額を上回るときは、当該補助事業者に対し、速やかにその差額の返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、同条の規定により補助金の概算払を受けた場合で、概算払の金額が前条の補助金確定額を下回るときは、請求書により、速やかにその差額を市長に請求するものとする。

3 補助金の概算払を受けていない補助事業者は、請求書により、速やかに前条の補助金確定額を市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、第9条第1項の規定による補助対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときには、第7条第1項による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、規則又はこの要綱の規定に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合

(5) 前各号に掲げるほか、市長が適当でないと認める場合

2 市長は、前項の規定による補助対象事業の取消し又は変更をした場合において、既に補助金が交付されているときは、市長が別に定める返還期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(財産の管理及び処分の制限等)

第16条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

3 財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的等を勘案して、補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間（土地・建物取得費を含む場合は10年間）とし、補助事業者は、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、補助事業者が前項の期間内に取得財産等を処分したときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を市に納付させるものとする。

(実施効果の報告)

第17条 補助事業者は、市長が別に定める日までに、補助対象事業が完了した日の属する年度

及び当該年度の翌年度の補助対象事業の実施効果について、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告を受けた場合において、その効果が想定される実施効果等と比べ充分ではないと認めるときは、その改善を求めることができる。

（補助対象事業の経理等）

第18条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の証拠書類を補助対象事業が完了した（廃止の承認を受けた場合を含む。）日の属する年度の終了後5年間（土地・建物取得費を含む場合は10年間）、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（暴力団排除に関する誓約）

第19条 補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、市長の決裁のあった日から施行する。

別表

補助対象経費及び補助率

補助対象経費	事業を実施するために直接必要な経費 ・土地取得費（測量費、造成費を含む。） ・施設整備費 ・施設・設備の撤去に係る経費 ・土地建物等賃借料（補助事業の完了までの期間のものに限る。） ・内装・設備・施工工事費 ・建物改造費 ・備品費 ・委託費 ・その他市長が必要と認めるもの 【土地取得費を交付の対象とする要件】 ※プロジェクト提案時点で具体的な候補地の選定が完了していること。 ※新たな工場等の設置を伴う事業であること。 ※既存工場等も含めて、全体の生産能力を減少させる等でないこと。 ※土地取得等の契約後３年以内に工場等の稼働を開始すること。 ※新規雇用の創出、雇用者数の増加につながること。
補 助 率	１０分の１０以内
補助金の額	補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。 ただし、以下①②③の合計額を上限とする。 本事業に係るクラウドファンディングにおいて ①市直営「大館市特設サイト」で受領した寄附金の１０分の４に相当する額 ②民間ポータルサイトで受領した寄附金の１０分の４に相当する額 ③企業版ふるさと納税で受領した寄附金の１０分の１０に相当する額
補助金総額の限度額	補助対象経費の総額

別紙（第19条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等している。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。